

社会福祉法人 大地の会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 大地の会（以下「当法人」という）定款第 12 条及び第 24 条に基づき、役員等及び評議員の報酬について定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）役員とは理事・監事及び評議員選任・解任委員会委員をいう。
- （2）常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者という。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （4）評議員とは、定款第 20 条に基づき置かれる者をいう。
- （5）報酬等とは、社会福祉法第 45 条の 35 第 1 項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- （6）出張旅費とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- （1）この法人を主たる勤務場所とし、週 4 日以上業務にあたる理事については、報酬、退職手当を支給する。
- 2 常勤理事に対する退職手当は、円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（報酬の総額）

第4条 当法人の全役員に対して、各年度の総額が 2,000 万円を超えない範囲で支給することとする。

（常勤理事の報酬等の算定方法）

第5条 常勤理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表第 1 に定める額
- （2）退職手当については別表第 2 に定める額
- （3）通勤手当については、職員給与規定第 31 条の規定に準ずる額

（常勤理事報酬等の支給方法）

第6条 常勤理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- （1）常勤理事に対する報酬については、毎月 25 日とする。
- （2）常勤理事に対する退職手当については、任期の満了、（辞任又は死亡により退職した後 3 カ月以内

に支給する。

- 2 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第 7 条 新たに常勤理事に就任したものには、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤理事が退任し、又は解任された場合には、前月までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（非常勤役員等及び評議員の報酬との算定方法）

第 8 条 非常勤役員等及び評議員には、別表 3 に定める報酬を支給する。ただし、別表 3 に定める額は所得税控除後の額とする。

（非常勤理事報酬等の支給方法）

第 9 条 非常勤役員等及び評議員に対する報酬は、当該会議等に出席した当日に支給するものとする。

（当法人職員給与との併給）

第 10 条 役員が当法人職員を兼務する場合または職員が評議員選任・解任委員の場合、職員給与を支給している者の役員報酬等額は、別表 1、2 及び 3 に定めるとおりとし、職員給与に加えて支給する。

（費用弁償）

- 第 11 条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 常勤役員については、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程第 31 条により支給する。
 - 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、旅費規程に準じて出張費として支給することが出来る。

（公表）

第 12 条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条第 2 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 14 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものこととする。

附則 「社会福祉法人 大地の会 役員報酬規程」は、「社会福祉法人 大地の会 役員等報酬規程」に変更、規程の全部を改訂し、平成 29 年 7 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日より施行する。

別表 1（常勤理事長の報酬）

（１）月額報酬額 850,000 円

（２）賞与（年間 6 ヶ月）

内訳 夏季 3 ヶ月

冬季 3 ヶ月

（業務執行理事の報酬）

（１）月額報酬額 200,000 円

（２）賞与（年間 6 カ月）

内訳 夏季 3 カ月

冬季 3 カ月

別表 2（常勤理事の退職手当算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は 1 か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1 か月未満は 1 か月に切り上げる。係数については、理事会及び評議員会の決議を経て決定するものとする。

別表 3（常勤理事以外の役員等及び評議員の報酬）

理事会・評議員会・評議員選任・解任委員会への出席、その他法人の業務で出勤した場合

1 回 10,000 円